

地域生活支援拠点 運用状況の検証及び検討シート

整備地域	清須市、北名古屋市、豊山町 (尾張中部福祉圏域)
整備形態	面的整備型
評価期間	令和5年6月～令和6年3月

清須市、北名古屋市、豊山町

地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等は、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、ご本人・ご家族の高齢化等の不測の事態に備えるとともに、入所施設や医療機関から地域での暮らしへの移行を進めるため、各市町村（圏域での整備を含む。）において整備が進められているもので、次の5つの居住支援の機能が求められています。

< 5つの居住支援の機能 >

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

整備手法としては、グループホームや障害者支援施設等に5つの機能を集約して付加する「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」、そして、これらを組み合わせた整備手法があります。

この圏域では、日中支援型グループホームこだちと障害者相談支援センター杜の風によって多機能型を担う拠点の整備を図りつつも、現状は「面的整備型」の整備形態に取り組み、地域で暮らし続けるために支援を必要とする人が、緊急を要する事態となった時にいつでも相談でき、必要な支援を安心して受けることができるようにするためには、適切な事前準備とともに、地域全体で環境を整えているところであります。

目次

1. 運営状況の検証・検討の考え方	2
2. 運営状況の検証・検討の基本事項	2
3. 運営状況の評価方法についての基本事項	3
4. 評価結果	
(1) 機能1 相談	4
(2) 機能2 緊急時の受け入れ・対応	7
(3) 機能3 体験の機会・場	9
(4) 機能4 専門的人材の確保・養成	12
(5) 機能5 地域の体制づくり	14
(6) 緊急個別ケース	16
5. 総評	17
別紙1 事業所一覧	19
別紙2 評価一覧	20

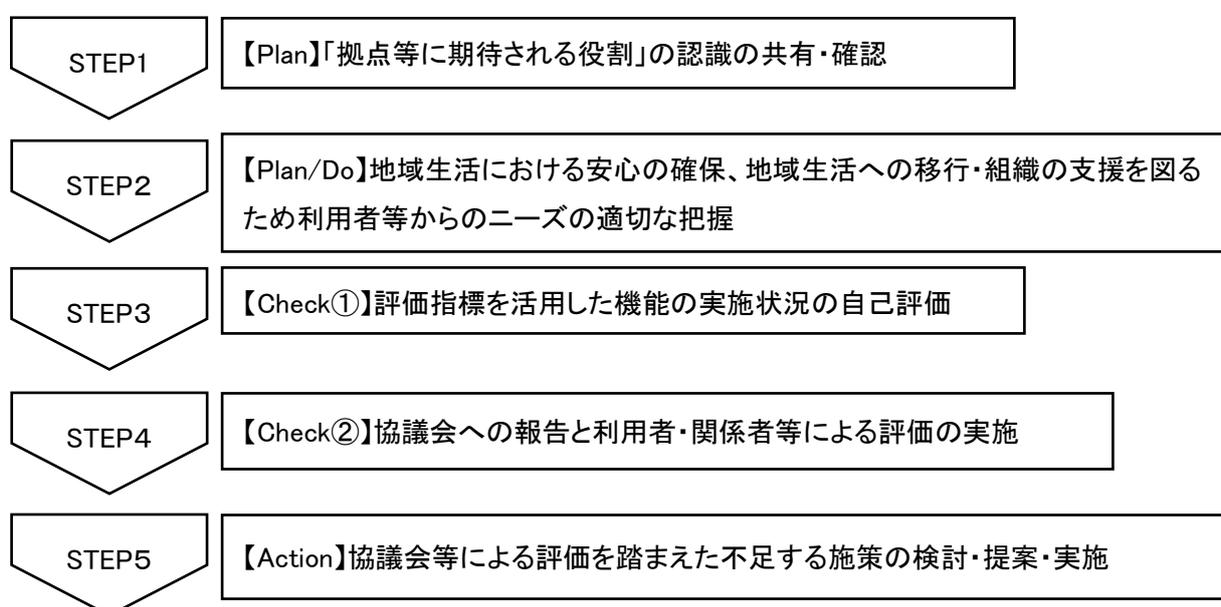
1. 運用状況の検証・検討の考え方

国の基本指針（※）では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討することを基本とすることが示されました。

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

運用状況の検証・検討に当たっては、組織的に、定期的に、同じ手順に沿って判断していくこととなります。今回は、厚生労働省の手引き（令和4年3月）および愛知県の手引き（令和4年2月）を踏まえて実施するものです。

なお、厚生労働省の手引き（令和4年3月）において、地域生活支援拠点等の機能の検証・検討の流れが以下のとおり示されており、今回は「STEP1」の段階になります。



2. 運営状況の検証・検討の基本事項

- (1) 目指すべき地域生活支援拠点等の姿の公表
「面的整備型」として、清須市・北名古屋市・豊山町のホームページにて公表。
- (2) 検証・検討の時期や対象期間
検証・検討の時期：令和6年度
検証・検討の対象期間：令和5年6月から令和6年3月まで
- (3) 検証項目や検証に必要な統計項目
愛知県の手引き（令和4年2月）を踏まえて、5つの居住支援の機能に関する次の

項目としています。

- i. 相談：対象者の把握 7 項目、24 時間体制の確保 4 項目、運用に関する評価 4 項目。
- ii. 緊急時の受け入れ・対応：事前準備 2 項目、登録者の場合（支援方法等の判断、居住での支援、短期入所等による支援） 10 項目、未登録者の場合 2 項目、運用に関する評価 2 項目。
- iii. 体験の機会・場：制度 6 項目、体験の場の確保 3 項目、体験プログラム 4 項目。
- iv. 専門的人材の確保・養成：体制の確保 3 項目、人材の養成 3 項目、運用に関する評価 4 項目
- v. 地域の体制づくり：地域の体制づくり 5 項目、運用に関する評価 2 項目。

(4) 検証する個別ケースの範囲
令和 5 年度中に緊急で対応した 6 ケース。

(5) 評価時期や項目
評価時期：令和 6 年度
評価項目：(2)及び(3)と同じ。

(6) 評価者
尾張中部福祉圏域障害者支援協議会運営会議

3. 運営状況の評価方法についての基本事項

(1) 評価方法

i. 5 つの居住支援の機能に関する項目について

・拠点を担う別紙 1 の事業所（以下「拠点登録事業所」とする。別紙 1 参照）がそれぞれ自己評価をできていると思う場合は「○」、できていないと思う場合は「×」で評価を求めた。

・次に、拠点登録事業所からの評価を尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の幹事会において協議し、総合的に拠点としての評価を、できている項目を「○」、できていない場合は「×」とした。

・5 つの居住支援の機能ごとに、○の割合を計算し、その割合が、

0%から20%の場合は、ほとんどできていない	「1」
21%から40%の場合は、一部はできているがまだまだ十分でない	「2」
41%から60%の場合は、ほとんどできているが十分でない部分がある	「3」
61%から80%の場合は、ほとんどできているが改善すべき部分がある	「4」
81%から100%の場合は、できている	「5」

の5段階で評価した。

ii. 緊急対応の個別ケースについて

令和6年3月19日の尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の幹事会において、6つの緊急対応したケースを個別に評価した。

(2) 検証・検討の結果についての公表について

検証・検討結果は、清須市・北名古屋市・豊山町のホームページにて公表。

(3) 検討結果についての施策検討への反映

検討結果については、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の幹事会において、次年度の事業計画に向けて検討。

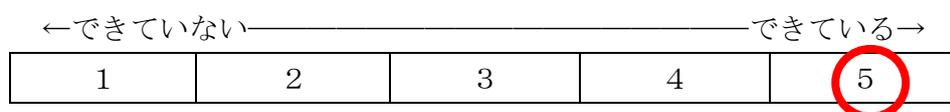
4. 評価結果

(1) 機能1 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

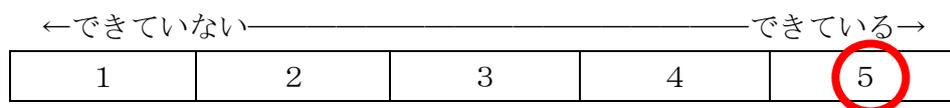
【機能1の全体評価】

この機能の拠点登録事業所数は1件で、全体の○の割合は93%となり、5段階評価の「5」の「できている」であった。



【項目別の評価】 (○および×は項目別評価結果)

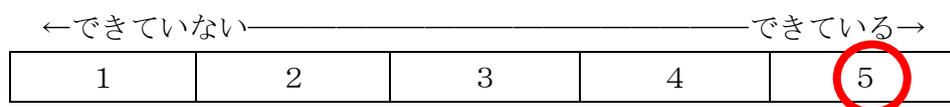
1 対象者の把握 (○の割合は86%)



【チェックポイント】

- ① 緊急時の支援が見込めない世帯の定義（範囲）を定めていますか。
- ② 登録者（地域生活支援拠点等における相談の対象として登録した障害当事者をいう。以下同じ。）や家族から収集する情報の内容（範囲）を定めていますか。
- ③ 個人情報の取扱い（提供先、提供内容）について、登録者や情報を収集した家族の了解を得ていますか。
- × ④ 登録者や家族から収集する情報を、定期的に確認（時点修正）していますか。
- ⑤ 登録者の緊急時の個別の支援計画を立てていますか。
- ⑥ 緊急時の支援や希望どおりの支援ができない場合の対応について、登録者と事前に合意していますか。
- ⑦ 広報や関係機関・団体との連携、家庭訪問等により、緊急時の支援が見込めない世帯の掘り起こしをしていますか。

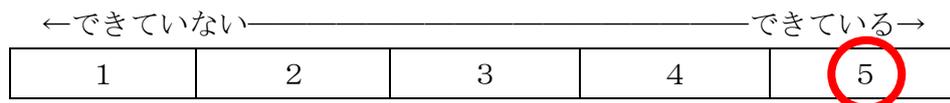
2 24時間体制の確保 (○の割合は100%)



【チェックポイント】

- ① 土日休日・夜間の連絡体制を確保していますか。
- ② 緊急時の訪問体制を確保していますか。
- ③ 登録者や家族以外でも相談できるよう、相談先を周知していますか。
- ④ 登録者以外の緊急利用の際のアセスメントや支援計画を作成するための対応の流れを定めていますか。

3 運用に関する評価 (○の割合は 100%)



【チェックポイント】

- ① コーディネーターを配置していますか。
- ② スムーズな対応が困難だった事例を集積し、検証していますか。
- ③ 緊急窓口で対応した相談は、緊急窓口の趣旨に合致していますか。(必要な相談が対応できていなかったり、別の窓口で対応すべき相談があったりしませんか。)
- ④ 複数の事業所で分担している場合は、連携はスムーズでしたか。(対応できない時間や、たらい回しにされた事例はありませんか。) また、定期的に振り返りを行う機会を設けていますか。

4 現状と課題 (自由記述) の概要

【現状】

- ・ 24時間365日体制で実施。コーディネーターを2名配置し、コーディネーター以外の相談員も対応にあたっている。
- ・ 拠点は8月から利用者登録開始。圏域で計20名登録済。

【課題・意見】

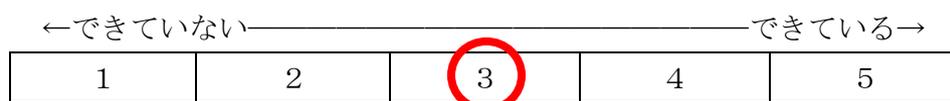
- ・ 地域住民や事業所等に広く周知や啓発を行ってきた。障害を有する方が安心して生活できるよう協議会圏域部会を始め、さらなる周知及び啓発を行っていく。
- ・ 登録者を増やしていく。

(2) 機能2 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、支援者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや連絡等の必要な対応を行う機能

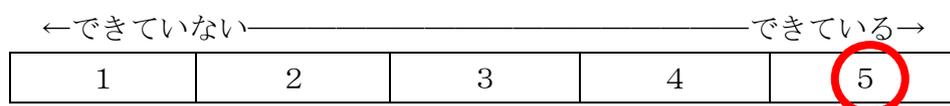
【機能2の全体評価】

この機能の登録事業所数は5件で、全体の○の割合は60%となり、5段階評価の「3」の「ほとんどできているが十分でない部分がある」であった。



【項目別の評価】 (○および×は項目別評価結果)

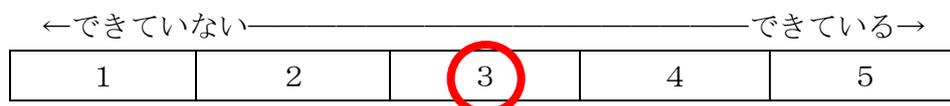
1 事前準備 (○の割合は100%)



【チェックポイント】

- ① 緊急時の定義を定めていますか。
- ② 緊急時対応の標準的手順を定めていますか。

2 登録者の場合 (○の割合は50%)



【チェックポイント】

ア 支援方法等の判断

- ① 緊急時であると判断するための要件や、支援場所（自宅又は短期入所等）や支援方法は、事前に登録者と一緒に考え、決めていますか。
- ② 登録者自らが緊急時であると判断することが難しい場合、判断を支援する人（家族、支援者又は組織）は決まっていますか。
- ③ 緊急事態の収束に時間がかかる場合の支援方法や連携先は決まっていますか。

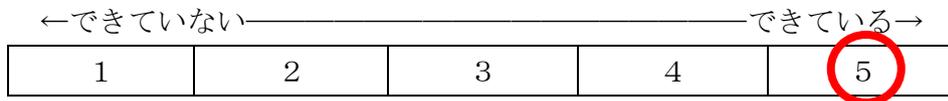
イ 居宅での支援

- × ① 登録者ごとに、支援に必要な人数が把握できていますか。
- × ② 日ごろから利用している居宅介護事業所（ヘルパー事業所）と、緊急時の協定及びその手順が共有できていますか。
- × ③ ヘルパーが不足する場合の代替方法を確保していますか。

ウ 短期入所等による支援

- × ① 緊急時の移送方法を確保していますか。
- ② 事前に受入先を利用（体験利用等）する仕組みができていますか。
- ③ 空室がない場合の代替方法を確保していますか。
- × ④ 自立生活援助や地域定着支援の事業所と、緊急時の協定及びその手順が共有できていますか。

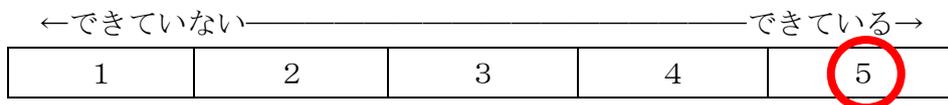
3 未登録者の場合（○の割合は100%）



【チェックポイント】

- ① 受付時に収集すべき情報を定めていますか。
- ② 未登録者でも対応可能な受入先を確保していますか。

4 運用に関する評価（○の割合は100%）



【チェックポイント】

- ① 緊急時対応を必要とする人が、スムーズに利用できましたか。（受入先の確保までの時間や打診先数は、予定どおりでしたか。）
- ② 緊急時対応が予定どおりできなかった場合は、原因を確認し、改善に生かしていますか。

5 現状と課題（自由記述）の概要

【現 状】

- ・地域の居住系事業所の受入体制と緊急連絡先を把握している。
- ・居住系以外の事業について、圏域の体制が整っておらず、具体的に取り組むことが出来なかった。
- ・緊急対応が必要な方でも発熱や感染症が疑われる事例（入院には至らない）は、看護体制がとれないため利用を断るケースがあった。
- ・精神障害者受け入れの打診があったが、経験が乏しいため対応できず、断るケースがあった。

【課題・意見】

- ・普段から利用があると、緊急時もスムーズに対応できる。そのために、登録者を増やし緊急時に備える。
- ・一時的な体調不良も含め、医療的なケアや重度行動障害に対応できる緊急受け入れ先が乏しい。

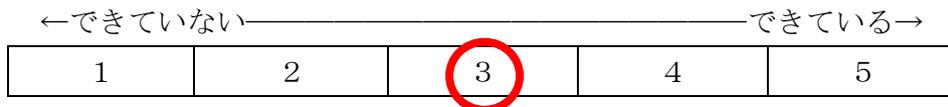
(3) 機能3 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

また、これまで障害福祉サービスを利用していなかった人が新規に体験できる機会・場や緊急時に備えた短期入所等の体験の機会・場を提供する機能

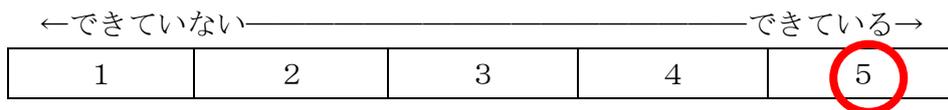
【機能3の全体評価】

この機能の登録事業所数は8件で、全体の○の割合は43%となり、5段階評価の「3」の「ほとんどできているが十分でない部分がある」であった。



【項目別の評価】 (○および×は項目別評価結果)

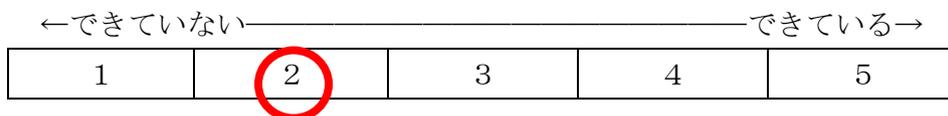
1 制度 (○の割合は83%)



【チェックポイント】

- ① 障害福祉サービスを利用していない人でも、体験できますか。
- × ② 障害児、行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方は、体験できますか。
- ③ 複数回体験できますか。
- ④ 体験期間は、ニーズに応じて設定することができますか。
- ⑤ 本人の体調により、スムーズに中止や延期することができますか。
- ⑥ かかりつけ医がいない場合の緊急受診先を確保していますか。

2 体験の場の確保 (○の割合は33%)

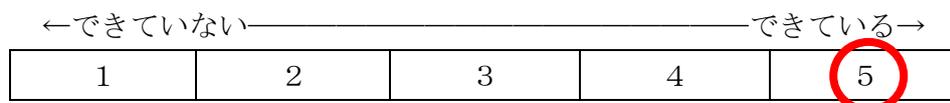


【チェックポイント】

- × ① グループホームの体験だけでなく、支援を受けながら自宅での一人暮らしや、自宅以外での一人暮らし体験ができる場を確保していますか。
- ② 安心・安全に体験できるよう、建物や室内環境、体験プログラムには、障害の特性に応じた安全配慮がされていますか。
- × ③ 一人暮らし体験の場合には、調理や洗濯、掃除、ゴミ出しなど、日常生活に必要なスキル

を体験できる設備がありますか。

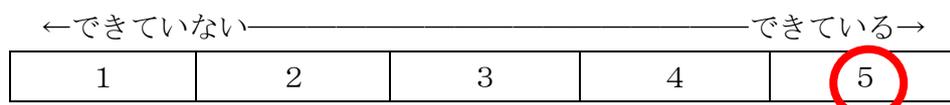
3 体験プログラム (○の割合は 100%)



【チェックポイント】

- ① ニーズ等に応じた標準体験プログラムが策定されていますか。
＜プログラムを策定する上で考慮すべき事項＞
 - ・体験前のアセスメントの実施、課題の確認、目標の設定
 - ・福祉施設入所者や入院患者の日中活動の体験
 - ・地域で暮らす障害者や地域住民との交流
 - ・一人暮らし体験の場合には、ヘルパー等による支援を受けながら、金銭管理や買い物、通勤
 - ・通所、ヘルパーの派遣依頼、緊急受診など日常生活に必要なスキルの体験
 - ・体験後の振り返りの時期の設定
- ② 安心・安全に体験できるよう、障害の程度に応じて、ヘルパー等の配置や、遠隔又は目視による見守り体制などを確保していますか。
- ③ 体験後に振り返りの機会を設け、体験の評価や地域移行又は一人暮らしに向けた新たな課題、今後のスケジュールを確認していますか。
- ④ 振り返り後の適切な時期に、さらに事後フォローを行いますか。

4 運用に関する評価 (○の割合は 100%)



【チェックポイント】

- ① 体験を希望する人が、安全に体験できましたか。
- ② 体験を希望する人が、希望する時期に体験できましたか。
- ③ 体験者の評価はどうでしたか。
- ④ 必要な事業所は、スムーズに見つけることができましたか。

5 現状と課題 (自由記述) の概要

【現 状】

- ・地域移行や地域定着の事業所がなく、病院や入所施設からの地域移行のための体験の機会をもつことができていない。
- ・受入事業所の体制として、人員確保や食事の手配などの課題がある。

【課題・意見】

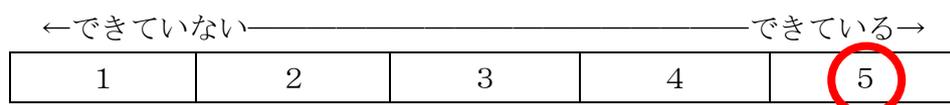
- ・グループホームの体験利用は、希望者は多いが受入のための人員の調整、食事の手配など手間暇がかかり、入れ替わり立ち代わりの受け入れは負担が大きい。
- ・地域生活支援拠点として、どのように取り組んでいけばいいのか調査及び研究が必要。
- ・拠点コーディネーターの対応もグループホームの対応も、体験者を始めその保護者への支援も重要になっている。そして、個別支援計画にどう組み込んでいくのかが課題となっている。

(4) 機能4 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

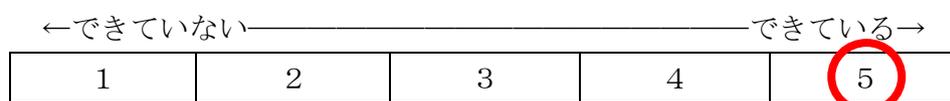
【機能4の全体評価】

この機能の登録事業所数は1件で、○の割合は93%となり、5段階評価の「5」の「できている」であった。



【項目別の評価】 (○および×は項目別評価結果)

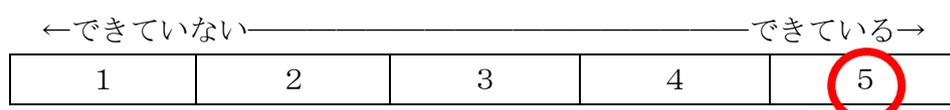
1 体制の確保 (○の割合は100%)



【チェックポイント】

- ① 専門的な対応を行うことができる体制を確保していますか。
- ✓ ② 確保していない場合、体制の確保に向けて具体的な計画がありますか。
- ✓ ③ 具体的な計画がない場合、確保に向けて協議する場はありますか。

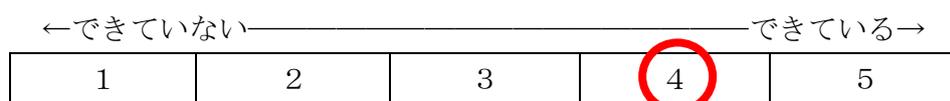
2 人材の養成 (○の割合は100%)



【チェックポイント】

- ① 人材の確保や人材育成に関する計画（目標値を含む）がありますか。
- ② 身近な地域で必要な研修が開催されていますか。
- ③ 行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方の支援ができる人材の育成機能はありますか。

3 運用に関する評価 (○の割合は75%)



【チェックポイント】

- ① 研修を受講しやすい体制（支援制度等）がありますか。

- ② 養成した人材の稼働状況を確認していますか。
- ③ 地域で研修や講演会が開催できるよう、研修を企画する場を確保していますか。
- × ④ 研修の企画や講師を担う人材、計画的に育成していますか。

4 現状と課題（自由記述）

【現 状】

・尾張福祉中部圏域支援協議会において専門的人材の育成及び確保に取り組んでいる。

【課題・意見】

・強度行動障害の研修を受けた職員が、どの事業所に所属しているかは把握できていない。

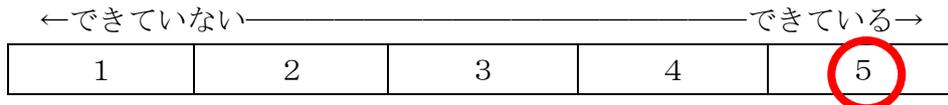
・尾張中部福祉圏域支援協議会の事務局と地域生活支援拠点コーディネーター業務を西春日井福祉会において委託をされているため、事務の整理が必要。

(5) 機能5 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

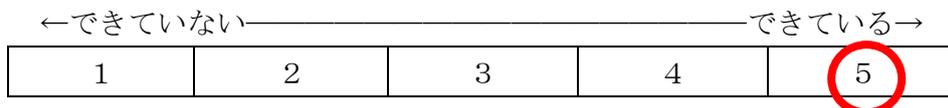
【機能5の全体評価】

この機能の登録事業所数は1件で、全体の○の割合は100%になり、5段階評価の「5」の「できている」であった。



【項目別の評価】 (○および×は項目別評価結果)

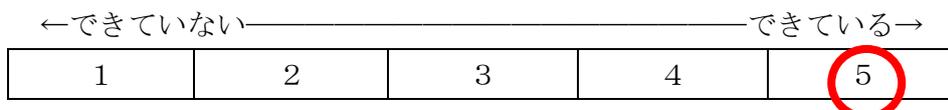
1 地域の体制づくり (○の割合は100%)



【チェックポイント】

- ① 基幹相談支援センターを設置していますか。
- ② コーディネーターを配置していますか。
- ③ 社会資源を可視化するため、社会資源のマップや冊子を作成していますか。
- ④ 関係者間で目指すべきサービス提供体制を共有していますか。
- ⑤ 不足するサービスの確保のために協議する場はありますか。

2 運用に関する評価 (○の割合は100%)



【チェックポイント】

- ① 関係者間の「顔が見える関係」づくりのため、会議や研修などの交流機会を設けていますか。
- ② 連携状況について、関係者相互の評価を共有していますか。

3 現状と課題 (自由記述)

【現状】

- ・圏域内3市町のうち、2市に基幹相談支援センター設置済。1町は社会福祉協議会で対応。
- ・令和5年度尾張中部福祉圏域自立支援協議会の体制が整理された。地域課題について、協議会

の各部会において洗い出しを実施。

【課題・意見】

- ・基幹（社協）と拠点の役割について整理したが、障害を有する方が困らないよう、さらなる調査研究を進めていく。

(6) 緊急対応ケース

令和6年3月19日(火)午後3時30分から、清須市清洲総合福祉センター2階会議室において、清須市、北名古屋市、豊山町、障がい者サポートセンター清須、障害者総合相談支援センターきたなごや、豊山町社会福祉協議会、障害者相談支援センター杜の風の関係者によって、令和5年度の緊急対応の案件について振り返りを行った。

緊急対応事例は、「住居の確保 63歳(精神)」、「住居の確保 32歳(知的)」、「家族の安全確保 48歳(知的)」、「支援者不在 35歳(知的)」、「身体的安全確保 24歳(精神)」、「支援者不在 60歳(知的)」で、拠点コーディネーター、関係市町、事業所などの連携のもとに、それぞれの緊急事例について適切に対応したことを確認した。

5. 総評

(1) 検証・検討結果のまとめ

障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるように、この圏域において地域生活支援拠点等事業が令和5年6月にスタートできたことは、この事業を進めていくうえで大きな一歩と評価できる。5つの居住支援の機能の5段階評価は、下記の表のとおりであり、機能1から機能5までの平均は「4.2」となる。ほとんどできているが改善すべき部分があると考えられ、改善すべき部分は今後の検討課題として取り組んでいかなければならない。

機能	評価内容	
1 相談	5	できている
2 緊急時の受け入れ・対応	3	ほとんどできているが十分でない部分がある
3 体験の機会・場	3	ほとんどできているが十分でない部分がある
4 専門的人材の確保・養成	5	できている
5 地域の体制づくり	5	できている

なお、緊急対応の個別ケースについては、令和6年3月19日開催の尾張中部福祉圏域障害者支援協議会幹事会において、6つの緊急対応したケースを個別に評価し、拠点コーディネーター、関係市町、事業所が連携して、適切に対応したことを確認した。

(2) 検証・検討の課題

全体の検証・検討からは、本圏域の面的整備型の地域生活支援拠点は「ほとんどできているが改善すべき部分がある」と評価されるものである。項目別の「○」「×」のできているかできていないかの検証・検討では「×」の結果が一定数あったため、特に機能2「緊急時の受け入れ・対応」及び機能3「体験の機会・場」の各項目について、要因を個別に調査・研究し、今後の体制整備に向けて活かしていかなければならない。

また、今回は、拠点登録事業所に、自己評価としてできているものを「○」、できていないものを「×」と回答された結果を基に評価を行ったが、回答内容は、それぞれの拠点登録事業所の主観的な評価であるため、客観的な評価としては課題を残すものである。

なお、緊急対応の個別ケースについては、適宜、振り返りができる体制を整備していくことも必要である。

(3) 検証・検討結果の反映

本検証・検討は、地域生活支援拠点等の機能の充実及び強化のために、継続的にPDCAサイクルで行い、機能の整備をつなげていく必要がある。

今回は、地域生活支援拠点等の機能の検証・検討の流れの「STEP1」の段階で、“【Plan】「拠点等に期待される役割」の認識の共有・確認”に取り組んだものであり、この取り組みは、「STEP2」の段階に反映していくことが必要である。

「STEP2」は、“【Plan/Do】地域生活における安心の確保、地域生活への移行・組織の支援を図るため利用者等からのニーズの適切な把握”となる。したがって、今回の検証・検討の結果を反映するためには、登録利用者の掘り起こしに取り組みながら、ニーズの適切な把握につなげていくことは必要不可欠である。

そして、拠点機能の評価軸を確認しつつ、継続的に検証・検討を行い、その結果について、圏域の各事業所においてこの地域の障害福祉サービスの充実に取り組んでいくための大切なデータとして活用されることが重要である。

別紙 1

地域生活支援拠点事業登録事業所一覧

機能：①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場の提供 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

登録 番号	事業所名称	所在地	事業の種類	拠点事業の機能					登録市町	備考
				①	②	③	④	⑤		
1	障害者相談支援センター杜の風	北名古屋市九之坪笹塚29番地	特定相談支援	✓	✓	✓	✓	✓	北名古屋市	
2	障害者相談支援センター杜の風	北名古屋市九之坪笹塚29番地	障害児相談支援	✓	✓	✓	✓	✓	北名古屋市	
3	障害者相談支援センター杜の風	北名古屋市九之坪笹塚29番地	一般相談支援	✓	✓	✓	✓	✓	北名古屋市	
4	障害者相談支援センター杜の風	北名古屋市九之坪笹塚29番地	委託相談支援	✓	✓	✓	✓	✓	北名古屋市	
5	障害者支援施設尾張中部福祉の杜	北名古屋市九之坪笹塚22番地	施設入所		✓	✓			北名古屋市	
6	障害者支援施設尾張中部福祉の杜	北名古屋市九之坪笹塚22番地	短期入所		✓	✓			北名古屋市	
7	障害者支援施設尾張中部福祉の杜	北名古屋市九之坪笹塚22番地	生活介護		✓	✓			北名古屋市	
8	障害者グループホームこだち	北名古屋市九之坪笹塚29番地	共同生活援助		✓	✓			北名古屋市	
9	障害者グループホームこだち	北名古屋市九之坪笹塚29番地	短期入所		✓	✓			北名古屋市	
10	障がい者就労支援MRS	北名古屋市九之坪竹田214番地1	就労継続支援(A型)			✓			北名古屋市	
11	わおん北名古屋	北名古屋市鹿田藤の木13番地	共同生活援助			✓			北名古屋市	
12	ソーシャルインクルー 短期入所 清須助七	清須市助七一丁目40番地1	短期入所		✓	✓			清須市	
13	ソーシャルインクルー 短期入所 北名古屋徳重	北名古屋市徳重高道18	短期入所		✓	✓			北名古屋市	
14	共同生活援助ダイチのこ	北名古屋市二子比良出142番地2	共同生活援助			✓			北名古屋市	

